

改正

平成18年 3 月16日条例第 8 号

平成18年12月11日条例第38号

平成19年 3 月26日条例第10号

平成20年 3 月26日条例第 4 号

平成25年 3 月19日条例第14号

那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭の親と子に対し、その負担すべき医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔平成18年条例 8 号〕

(定義)

第 2 条 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者又は離婚した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者及びこれに準ずる規則で定める者（以下「配偶者のない者」という。）であつて、満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童
- (2) 父母のない満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない者及びその児童
- (3) 父母のない満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある児童であつて、配偶者のない者以外の者に扶養されている者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給及び特別療養費の支給をいう。ただし、生活療養に係るものを除く。

4 この条例において「一部負担金等」とは、保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除して得た額）をいう。

5 この条例において「受給資格者」とは、市長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を有する者をいう。

6 この条例において「扶養義務者」とは、受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第 1 項

に定める扶養義務者で、その受給資格者と生計を同じくする者をいう。

7 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う者をいう。

全部改正〔平成19年条例10号〕、一部改正〔平成20年条例4号・25年14号〕

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、ひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次の各号のいずれかに該当する者のうち、受給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。

(1) 市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）

(2) 市の区域内に住所を有しない者のうち、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び栃木県後期高齢者医療広域連合の区域外に住所を有する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により市の区域内に住所を有していたと認められることにより栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者

一部改正〔平成18年条例8号・19年10号・20年4号〕

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

(1) 受給資格者の所得が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は同法第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。

(2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が児童扶養手当法第10条又は同法第11条の規定による支給制限に該当するとき。

(3) 助成対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により医療費の給付の全部を受けることができるとき。

(助成)

第5条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額を助成するものとする。

一部改正〔平成18年条例38号・19年10号〕

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の規定による助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が死亡したときは、当該助成対象者が属する世帯の世帯主又は市長が定める者が申請することができる。

2 前項の規定による申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

一部改正〔平成19年条例10号〕

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南那須町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年南那須町条例第22号）又は烏山町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和51年烏山町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月16日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、第2条の規定による改正後の那須烏山市妊産婦医療費助成条例、第3条の規定による改正後の那須烏山市こども医療費助成条例及び第4条の規定による改正後の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、平成18年10月1日以降に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則（平成19年3月26日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた第1条の規定による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、第2条の規定による改正前の那須烏山市妊産婦医療費助成条例及び第4条の規定による改正前の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正及び那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に受けた第4条の規定による改正前の那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び第5条の規定による改正前の那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の那須烏山市こども医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例、那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例及び那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例に規定する保険給付に係る助成については、なお従前の例による。